



厚生労働省 令和 4 年度概算要求について

令和 3 年 1 0 月 2 5 日

厚生労働省 社会・援護局

地域福祉課成年後見制度利用促進室

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

令和4年度 厚生労働省予算概算要求における重点要求

新型コロナウイルス感染症から国民の命・暮らし・雇用を守る万全の対応を引き続き行うとともに、感染症を克服し、ポストコロナの新たな仕組みの構築、少子化対策、デジタル化、力強い成長の推進を図ることにより、一人ひとりが豊かさを実感できる社会を実現するため、以下を柱に重点的な要求を行う。

新型コロナの経験を踏まえた 柔軟で強靱な保健・医療・介護の構築

<新型コロナ克服の保健・医療等体制の確保>

- ◆ 新型コロナから国民を守る医療等提供体制の確保
- ◆ PCR検査等の検査体制の確保
- ◆ 保健所・検疫所等の機能強化
- ◆ ワクチン接種体制の構築
- ◆ 医療用物資等の確保・備蓄等

<ワクチン・治療薬等の研究開発の推進等>

- ◆ ワクチンの研究開発・生産体制の戦略的な強化
- ◆ 治療薬の研究開発・実用化の支援

<地域包括ケアシステムの構築、データヘルス改革等>

- ◆ 地域医療構想・医師偏在対策・医療従事者の働き方改革の推進
- ◆ 自立支援・重度化防止、認知症施策の推進、介護の受け皿整備・介護人材の確保の推進
- ◆ 予防・重症化予防・健康づくり、データヘルス改革の推進

ポストコロナに向けた 「成長と雇用の好循環」の実現

<雇用維持・労働移動・人材育成>

- ◆ 雇用の維持・在籍型出向の取組への支援
- ◆ 女性・非正規雇用労働者へのマッチングやステップアップ支援、新規卒卒者等への就職支援
- ◆ デジタル化の推進、人手不足分野への労働移動の推進

<多様な人材の活躍促進>

- ◆ 女性活躍・男性の育休取得促進
- ◆ 就職氷河期世代の活躍支援
- ◆ 高齢者の就労・社会参加の促進
- ◆ 障害者の就労促進、外国人の支援

<働きやすい職場づくり>

- ◆ 良質なテレワークの導入促進
- ◆ 最低賃金・賃金の引上げに向けた生産性向上等の推進、同一労働同一賃金など公正な待遇の確保
- ◆ 総合的なハラスメント対策の推進

子どもを産み育てやすい 社会の実現

<子育て家庭や女性の包括支援体制>

- ◆ 母子保健と児童福祉の一体的な支援体制の構築
- ◆ ヤングケアラー等への支援
- ◆ 困難な問題を抱える女性への支援
- ◆ 生涯にわたる女性の健康の包括的支援

<児童虐待防止・社会的養育の推進、

ひとり親家庭等の自立支援>

- ◆ 地域における見守り体制の強化
- ◆ 里親委託の推進や施設退所者等の自立支援
- ◆ ひとり親家庭等への就業支援を中心とした総合的支援

<不妊症・不育症の総合的支援>

- ◆ 不妊治療の保険適用
- ◆ 不妊治療と仕事の両立支援

<総合的な子育て支援>

- ◆ 「新子育て安心プラン」等に基づく受け皿整備
- ◆ 保育人材確保のための総合的な取組

安心して暮らせる 社会の構築

<地域共生社会の実現等>

- ◆ 相談支援、参加支援、地域づくりの一体的実施による重層的支援
- ◆ 生活困窮者自立支援、ひきこもり支援、自殺対策、孤独・孤立対策
- ◆ 成年後見制度の利用促進

<障害児・者支援等>

- ◆ 医療的ケア児への支援の拡充
- ◆ 依存症対策の推進

<水道、戦没者遺骨収集、年金、被災地支援等>

- ◆ 水道の基盤強化
- ◆ 戦没者遺骨収集等の推進
- ◆ 安心できる年金制度の確立
- ◆ 被災地における心のケア支援、福祉・介護提供体制の確保

全世代型社会保障・一人ひとりが豊かさを実感できる社会の実現

安心して暮らせる社会の構築

地域共生社会の実現に向けた地域づくり

○相談支援、参加支援、地域づくりの一体的実施による重層的支援体制の整備促進 148億円（116億円）

- 属性を問わない相談支援、多様な参加支援の推進、地域づくりに向けた支援を一体的に行う重層的支援体制整備事業の実施 等

○生活困窮者自立支援、ひきこもり支援、自殺総合対策、孤独・孤立対策の推進 811億円*（674億円）

- 民間団体との連携・ICTの活用等による生活困窮者自立支援の体制・機能の強化、住居確保給付金等による住まい確保の支援
- 生活保護関係業務のデジタル化の推進、保護決定等の体制強化
- 地方公共団体と連携したハローワークにおける生活困窮者等に対する就労支援
- ひきこもり地域支援センターの中核市等への設置、支援内容の充実（再掲）
- SNS等を活用した自殺防止対策に係る相談体制の強化、相談に対応する人材の養成
- 保険者とかかりつけ医等の協働による加入者の予防健康づくりの実施（再掲） 等

○成年後見制度の利用促進 9.5億円（5.9億円）

- 都道府県による市町村支援と中核機関のコーディネート機能の強化等による地域連携ネットワークづくりの推進
- 意思決定支援を推進する人材養成・体制整備等による成年後見制度利用者等への権利擁護支援の強化 等

障害児・者支援、依存症対策の推進

○障害児・者支援、依存症対策の推進 618億円（583億円）

- 障害福祉サービス事業所等の整備、地域生活支援の拡充
- 新生児聴覚検査及び難聴児早期支援の推進、医療的ケア児への支援の拡充
- 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- 地域における依存症医療・相談支援体制の整備、民間団体の支援

水道の基盤強化

○水道の基盤強化 633億円（395億円） ※他府省分を含む

- 水道施設の耐災害性強化、水道事業の広域化・IoT活用等の推進

※「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に基づく水道施設の耐災害性強化対策等については、「経済財政運営と改革の基本方針2021」を踏まえ、予算編成過程で検討する。

戦没者遺骨収集等の推進

○戦没者遺骨収集等の推進 34億円（28億円）

- 現地調査の計画的実施、DNA鑑定の体制整備、新たな鑑定技術の研究・活用 等

安心できる年金制度の確立

○持続可能で安心できる年金制度の運営 12兆7,286億円（12兆6,213億円）

被災地における心のケア支援等

○被災地における心のケア支援、福祉・介護サービス提供体制の確保 3.9億円（3.9億円）

次期成年後見制度利用促進基本計画推進に係る令和4年度予算要求の基本的考え方

- 地域連携ネットワークについては、全国どの地域においても、尊厳をもったその人らしい生活を継続することができるよう、必要な人が成年後見制度を利用できるようにすることを目的として、市町村が主体となって体制整備を進めてきた。そして、市町村による中核機関の整備等によって、地域連携ネットワークにおける広報・相談の取組が進んできており、必要な人が成年後見制度を利用できる体制が全国各地で構築されつつある。
- 一方で、現行計画の取組では、人口規模が小さく、社会資源等が乏しい町村部などで体制整備が十分に進んでいない。
- また、今後は、尊厳をもったその人らしい生活の継続にふさわしい形で成年後見制度の利用が促進されるよう、これまでの広報・相談の取組に加えて、後見人等の受任者調整を含めた制度の利用促進や後見人等の支援を充実させていく必要がある。

(要求の考え方)

今後、2025年を迎えて認知症高齢者が増加するなどして、成年後見制度の利用を含む権利擁護支援のニーズが更に多様化、増大する見込みに対応し、地域連携ネットワークが多様な主体の積極的な参画の下で持続可能な形で運営されるようにするため、次の考え方による要求を行う。

① 都道府県による市町村体制整備支援の機能を強化し、小規模市町村などの中核機関等の体制整備・地域連携ネットワークの構築を促進する。中核機関のコーディネート機能の強化等により、② 住民同士の「互助」、「福祉」による支援、「司法」による支援の各々における権利擁護支援機能を強化し、③ 地域連携ネットワーク関係者の連携・協力関係を強化する。

令和3年度まで

- 市町村による中核機関の整備を通じた、地域連携ネットワークの構築の推進

広報、相談 が中心

中核機関

市町村

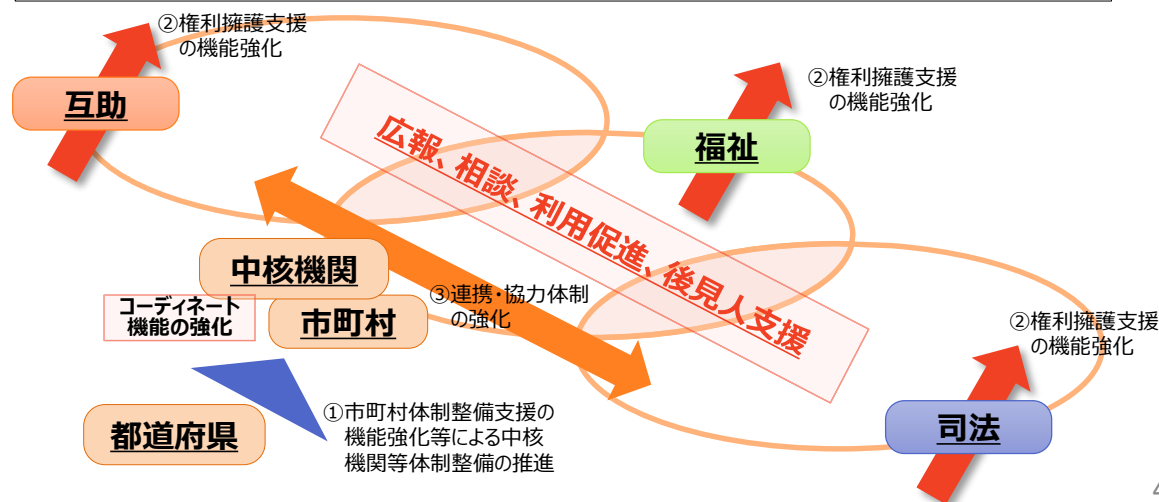
課題

中核機関を中心としたスキームであるため、

- 人口規模が小さく、社会資源等が乏しい町村部などで、中核機関等の体制整備や地域連携ネットワークの構築が十分に進んでいない。
- 中核機関に各種取組の実施が偏重しやすく、地域連携ネットワーク全体としての機能強化が進みにくい。

令和4年度要求の基本コンセプト

- ① 都道府県の機能強化等による中核機関等体制整備の推進（現行計画の課題への取組）
- ② 多様な主体による権利擁護支援の機能強化（次期計画の推進）
- ③ 地域連携ネットワーク関係者の連携・協力体制の強化（次期計画の推進）



次期成年後見制度利用促進基本計画を通じた持続可能な権利擁護支援の推進

令和4年度要求額 9.5億円（令和3年度予算額5.9億円）

- 次期基本計画期間に2025年を迎え、認知症高齢者等の増加が見込まれるなど、高まる成年後見制度の利用等のニーズに対応できる地域の体制整備が喫緊の課題である。
- 市町村による中核機関の整備と地域連携ネットワークの構築を推進するとともに、地域連携ネットワークにおける互助・福祉・司法の3つの支援の機能強化と、関係者間の連携・協力体制の強化を図り、持続可能な権利擁護支援を推進する。

1 都道府県の機能強化等による中核機関等体制整備の推進（現行計画の課題への取組）

(1) 自治体・中核機関における権利擁護支援体制の強化（都道府県による司法専門職・家庭裁判所との連携基盤づくり）

- 都道府県において、司法専門職や家庭裁判所等と定例的な協議の場を設けるとともに、専門職などによる助言等が得られる体制を確保することで、市町村による中核機関の整備等を推進する。
- 「成年後見制度利用促進現状調査等事業」を通じ市町村や中核機関の取組状況や課題等を把握するとともに、これらの実態を踏まえて、市町村支援を図るカリキュラムを追加した「成年後見制度利用促進体制整備研修」を実施することで、都道府県の市町村支援機能を強化する。

2 多様な主体による権利擁護支援の機能強化（次期計画の推進）

(1) 互助・福祉・司法における権利擁護支援の機能強化

- 都道府県・市町村・中核機関による、市民後見人や福祉・司法の関係者を対象にした意思決定支援や権利擁護支援に関する研修等を推進する。
- 互助・福祉・司法の支援を効果的に行うオンライン活用や、互助・福祉等の支援からの成年後見制度等への移行を推進する。

(2) 任意後見・補助・保佐等の広報・相談の機能強化

- 任意後見制度や補助・保佐類型等の全国的な広報を実施するほか、中核機関等に対する専門的な相談・助言体制を整備する。

3 地域連携ネットワーク関係者の連携・協力体制の強化（次期計画の推進）

(1) 自治体・中核機関における権利擁護支援体制の強化（中核機関等のコーディネート機能の強化）

- 中核機関のコーディネート機能を強化することで、地域連携ネットワーク全体としての情報収集・相談機能や、受任調整機能を強化する。
- 市町村間や近隣中核機関間の連携を図る取組を支援することで、広域連携に係るコーディネート機能を強化する。

(2) 新たな連携・協力体制を構築するモデル事業の実施

- 地域連携ネットワークにおける民間団体等多様な主体の参画、地域生活における意思決定等の支援、寄付等の活用など新たな支え合いを進める取組の実施方策の検証を行うモデル事業を実施する。

自治体・中核機関における権利擁護支援体制の強化

(生活困窮者就労準備支援事業等補助金:「成年後見制度利用促進体制整備推進事業」)

令和4年度要求額(令和3年度予算額)

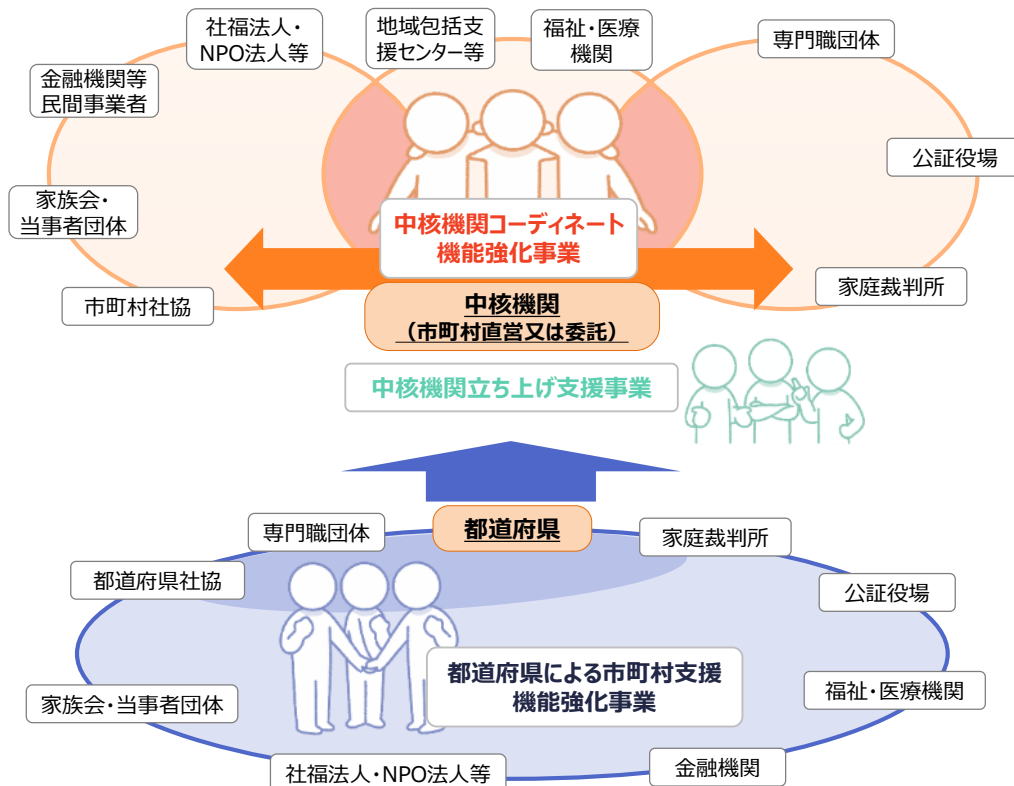
451,060千円(358,357千円)

【要旨】

- 人口規模が小さく、社会資源等が乏しいことから、中核機関の整備状況が十分でない町村部を含めた市町村の体制整備を後押しするため、都道府県において、司法専門職や家庭裁判所等と定例的な協議の場を設けるとともに、専門職などによる助言等が得られる体制づくりを進める。
- 市町村においては、中核機関等の体制整備を進め、中核機関の立ち上げ後は、権利擁護支援の地域連携ネットワークを持続可能な形で運営できるよう、広域的な連携の推進を含め中核機関のコーディネート機能の強化を図る。

事業内容

●事業の実施・関係性のイメージ



○ 中核機関コーディネート機能強化事業【実施主体：市町村（委託可）】

- 中核機関における情報収集・相談対応に関する調整機能強化、法的課題解決後の市民後見人への交代等を想定した方針検討等を行う受任調整、市町村間や近隣中核機関間の連携を図る取組を行う市町村に補助を行う。

＜基準額＞ 1,500千円/取組（1市町村あたり 最大4,500千円）

【加算】①調整体制の強化、②受任調整の仕組み化、③広域連携の実施

＜補助率＞ 1/2

○ 中核機関立ち上げ支援事業【実施主体：市町村（委託可）】

- 市町村での中核機関の立ち上げに向けた検討会の実施等について補助を行う。

＜基準額＞ 600千円

＜補助率＞ 1/2（人口5万人未満の場合は、3/4に引き上げ）

○ 都道府県による市町村支援機能強化事業【実施主体：都道府県（委託可）】

- 司法専門職や家裁等との定期的な協議と市町村職員向け研修を実施する都道府県に補助を行う。また、相談窓口を設置し、各アドバイザーの派遣等を行う場合は加算する。

＜基準額＞ 1,000千円/必須取組
4,000千円/加算取組（1都道府県あたり 最大10,000千円）

【必須】①司法専門職や家庭裁判所等と定例的な協議の実施

②市町村・中核機関等の職員向け研修の実施

【加算】①体制整備アドバイザーの配置・派遣

②相談窓口の設置と専門的支援アドバイザーの配置・派遣

＜補助率＞ 1/2（4つの取組をすべて実施の場合は、3/4に引き上げ）

互助・福祉・司法における権利擁護支援の機能強化

(生活困窮者就労準備支援事業等補助金:「互助・福祉・司法における権利擁護支援の機能強化事業」)

令和4年度要求額(令和3年度予算額)

211,500千円(一千円)

【要旨】

- 成年後見制度利用促進が地域・福祉・司法など様々な分野・主体に関わるものであることを鑑み、また今後は、制度の利用者が増加する見込みであることに対応するため、中核機関による支援のみならず、住民等による「互助」、「福祉」による支援、「司法」による支援の各々において、権利擁護支援機能を強化することが重要。
- 具体的には、互助・福祉・司法における意思決定支援の基盤づくり、オンライン等を活用した効果的な支援の実施、互助・福祉等の支援から成年後見制度等への適切な移行を行う取組を進める。

事業内容

○ 市民後見人、福祉・司法関係者等への意思決定支援研修事業【実施主体：都道府県・市町村（委託可）】

- 令和2年度に国において作成した「意思決定支援研修」のカリキュラムや教材等を用いて、都道府県等において、親族後見人等を対象にした研修を実施する。
- この他、市町村等の実情に応じて、地域の互助・福祉・司法の関係者を対象に、権利擁護支援の強化を図る研修に取り組む。

<基準額> ①意思決定支援研修の実施 1,000千円
②その他、権利擁護支援の強化を図る研修の実施 300千円
<補助率> 1/2

厚生労働省

カリキュラム・教材等の提供

都道府県等

委託や講師依頼

専門職団体
都道府県社協

意思決定支援
研修の実施

市民後見人・
親族後見人

福祉・司法の関係者



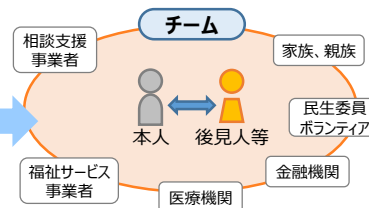
○ 互助・福祉・司法の効果的な支援を図るオンライン活用事業【実施主体：都道府県・市町村（委託可）】

- 中山間地、離島などの市町村において、司法専門職等の地域偏在により支援が受けにくい状況等を解消するため、互助・福祉・司法における相談支援等の場面において、オンラインの活用を図る。

<基準額> 300千円
<補助率> 1/2

司法専門職団体等

オンラインでの相談等



○ 成年後見制度等への移行支援事業【実施主体：都道府県・指定都市（委託可）】

- 互助・福祉の支援（例：日常生活自立支援事業など）から、成年後見制度等への移行を進める取組に対して補助を行う。

<基準額> 5,000千円
<補助率> 1/2

成年後見制度等での支援
が適切な利用者

互助・福祉の支援の利用者

移行支援の実施

成年後見制度の適切な利用へ

取組の例：コーディネーターの配置、市町村長申立所管部署や生活保護所管部署等との事例検討、定期的なモニタリングとプランの見直し、司法等専門職団体や医療機関の関与による外部点検など

新たな連携・協力体制を構築するモデル事業の実施

(生活困窮者就労準備支援事業等補助金:「持続可能な権利擁護支援モデル事業」)

令和4年度要求額(令和3年度予算額)
75,000千円(一千円)

【要旨】

- 次期基本計画期間に2025年を迎え、認知症高齢者の増加などにより、成年後見制度の利用を含む権利擁護支援のニーズの高まりが想定される。相続や不動産売却処分などの法律行為が必要な場合など、成年後見制度による支援が必要な方が適切に制度を利用できるようにするとともに、広範な権利擁護支援ニーズに対応していくためには、多様な主体の参画を得て、権利擁護支援に係る新たな連携・協力による支援体制を構築することが肝要。
- 一方で、寄付等の活用や民間団体等の参画を促す際には、利益相反関係が生じる可能性があるなど、このような体制を全国的に拡大していくためには、予めルールやスキームを整理する必要がある。
- 本事業では、自治体において、多様な主体の参画による権利擁護支援に係る連携・協力体制づくりをモデル的に実施し、新たな支え合いの構築に向け、取組の効果や取組の拡大に向け解消すべき課題等の検証を行う。

事業内容

○ 持続可能な権利擁護支援モデル事業【実施主体：都道府県・市町村（委託可）】

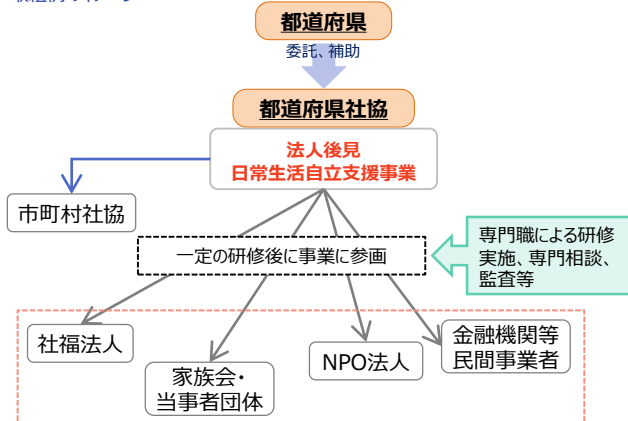
- 3つのテーマに関して、多様な主体の参画を得ながら、利益相反関係等の課題の整理を含め、既存の関係性や手法に限定しない持続可能な権利擁護支援の仕組みづくりを検討する。

<基準額> 1自治体あたり 10,000千円

<補助率> 3/4

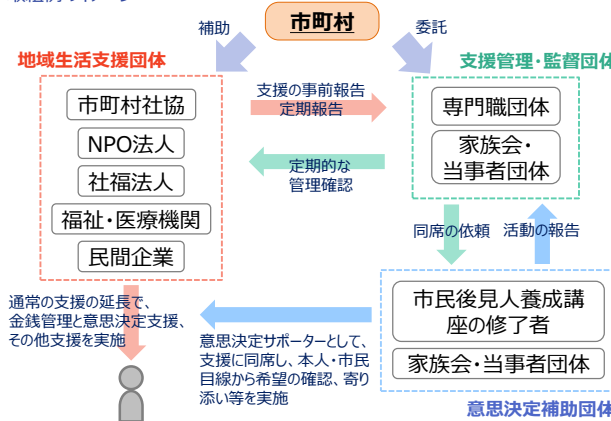
① 地域連携ネットワークにおいて、民間企業等が権利擁護支援の一部に参画する取組

取組例のイメージ



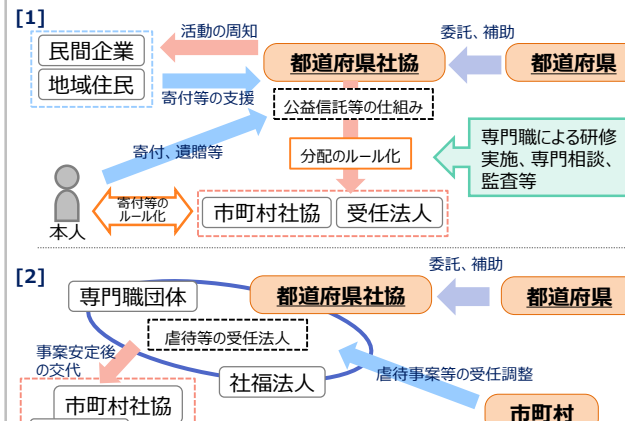
② 簡易な金銭管理等を通じ、地域生活における意思決定を支援する取組

取組例のイメージ



③ 寄付等の活用[1]や、虐待案件等を受任する法人後見[2]など、都道府県の機能を強化する取組

取組例のイメージ



認知症高齢者等の権利擁護に関する取組の推進

今後、高齢化に伴い認知症高齢者等の増加が見込まれる中、認知症高齢者等がその判断能力に応じて必要な介護や生活支援サービスを受けながら日常生活を過ごすことができるよう、認知症高齢者等の状態の変化を見守りながら、介護保険サービスの利用援助や日常生活上の金銭管理等の支援から成年後見制度の利用に至るまでの支援が切れ目なく、一体的に確保されるよう、認知症高齢者等の権利擁護に関する取組を推進。

事業内容(令和4年度概算要求)

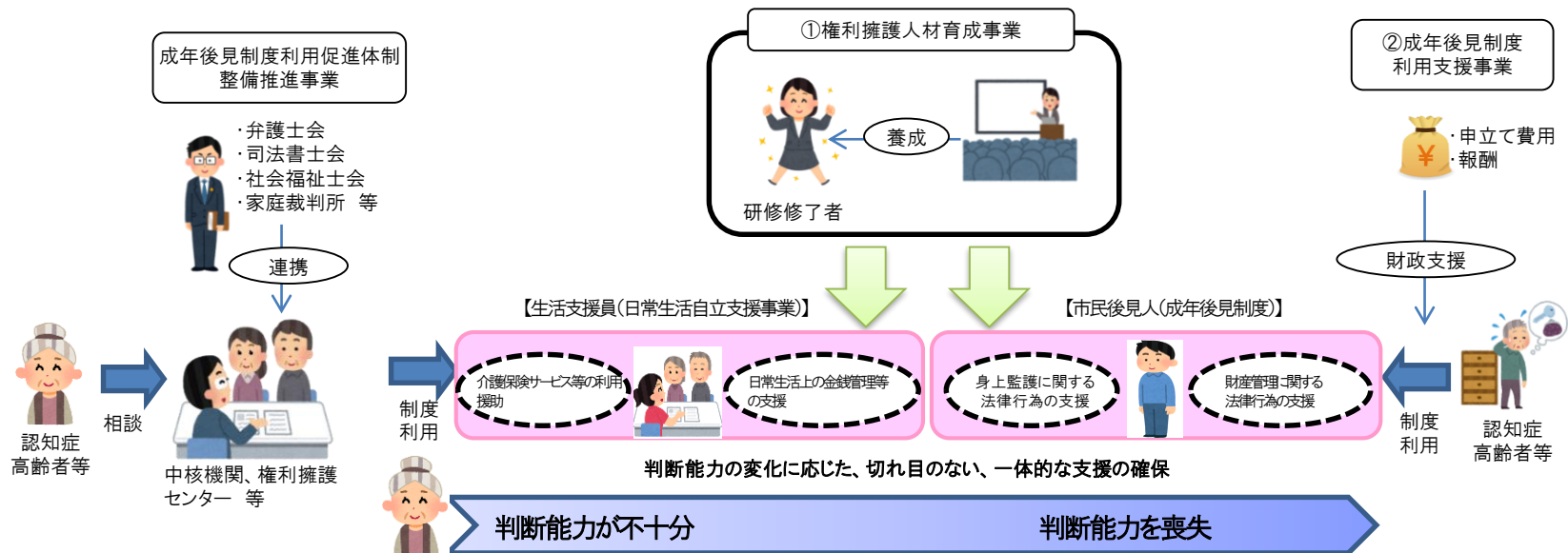
(令和4年度概算要求額は令和3年度予算額と同額)

① 権利擁護人材育成事業 地域医療介護総合確保基金(介護分) (令和4年度概算要求) 137億円の内数

成年後見制度の利用に至る前の支援から成年後見制度の利用に至るまでの支援が切れ目なく、一体的に確保されるよう、権利擁護人材の育成を総合的に推進する。

② 成年後見制度利用支援事業 地域支援事業 (令和4年度概算要求) 1,942億円の内数

低所得の高齢者に対する成年後見制度の申立てに要する経費や成年後見人等に対する報酬及び成年後見制度利用促進のための広報・普及活動に対して助成を行う。



障害者に対する成年後見制度関係の事業について

令和4年度要求額

- ① 成年後見制度利用支援事業（地域生活支援事業費等補助金545億円の内数）
 - ・事業内容：成年後見制度の利用に要する費用のうち、成年後見制度の申し立てに要する経費（登記手数料、鑑定費用等）及び後見人等の報酬等の全部又は一部を補助する。
 - ・実施主体：市町村
- ② 成年後見制度法人後見支援事業（地域生活支援事業費等補助金545億円の内数）
 - ・事業内容：市民後見人を活用した法人後見を支援するための研修等を実施する。
 - (1) 法人後見実施のための研修
 - (2) 法人後見の活動を安定的に実施するための組織体制の構築
 - (3) 法人後見の適正な活動のための支援
 - (4) その他、法人後見を行う事業所の立ち上げ支援など、法人後見の活動の推進に関する事業
 - ・実施主体：市町村
- ③ 成年後見制度普及啓発事業（地域生活支援事業費等補助金545億円の内数）
 - ・事業内容：成年後見制度の利用を促進するための普及啓発を行う。
 - ・実施主体：都道府県、市町村